## 2023 年版 労働安全衛生法 選択式対策

# 油断は禁物 安衛法 選択式対策

選択式に関しては、労働基準法の3つの選択肢で難易度の高い問題が出題された場合、 労働安全衛生法でカバーする必要があります。

そのためにも、労働安全衛生法はキーワードを意識しながら選択式の対策を講じる必要があります。

## ■目的(法1条)

この法律は、【 ① 】と相まつて、労働災害の防止のための【 ② 】、責任体制の明確 化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進 することにより職場における【 ③ 】を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促 進することを目的とする。

- 1) 労働基準法
- ②危害防止基準の確立
- ③労働者の安全と健康

### Keyword

「危害防止基準の確立」「責任体制の明確化」「自主的活動の促進」

## ■定義(法2条)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害…労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、 又は【 ① 】その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡するこ とをいう。
- 二 労働者…労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 三 事業者…事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 三の二 化学物質…【 ② 】をいう。
- 四 作業環境測定…作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について 行う【 ③ 】、サンプリング及び分析(解析を含む。)をいう。
- ①作業行動
- ②元素及び化合物
- ③デザイン

### Keyword

デザイン、サンプリング及び分析

## 2023 年版 労働安全衛生法 選択式対策

## ■事業者等の責務(法3条)

- ①事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための【 ① 】を守るだけでなく、
- 【 ② 】の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に【 ③ 】するようにしなければならない。

- ②【 ④ 】その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。
- ③【 ⑤ 】の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように【 ⑥ 】しなければならない。
- ①最低基準 ②快適な職場環境 ③協力 ④機械、器具 ⑤建設工事
- 6配慮

## Keyword

⇒末尾に注意

1項…協力するようにしなければならない。

2項…労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3項…配慮しなければならない。

### ■労働者の責務(法4条)

労働者は、<u>労働災害を防止するため必要な事項を守る</u>ほか、事業者その他の関係者が実施する【 ① 】の防止に関する措置に【 ② 】するように努めなければならない。

- ①労働災害
- ②協力

#### POINT

前半…「労働災害を防止するため必要な事項を守る。」義務規定

後半…努力規定

## 2023 年版 労働安全衛生法 選択式対策

- ■事業者に関する規定の適用…ジョイントベンチャー(法5条)
- ①二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を
  - 【 ① 】して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、これを
  - 【 ② 】に届け出なければならない。
- ②前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が【 ③ 】を指名する。

### 以下略

- 1)共同連帯
- ②都道府県労働局長
- ③代表者

### POINT

「二以上の建設業」限定の規定

■労働災害防止計画の策定(法6条)

厚生労働大臣は、【 ① 】の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下【 ② 】という。)を策定しなければならない。

- 1) 労働政策審議会
- ②労働災害防止計画

## POINT

労働政策審議会は、厚生労働大臣等の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項の調査審議 を行う。

本審議会は、厚生労働大臣が任命する 30 名の委員(公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の各 10 名)で組織。

委員の任期は2年とされ、再任することが可能。

順次掲載していきます。